

平成 16 年度当初予算編成方針について

1 財政環境

(1) 経済情勢

- ・ 景気回復の兆しがあるものの、雇用情勢や個人消費に不透明感が見え、依然としてデフレ傾向にある。

(2) 国の動向（平成 16 年度当初予算概算要求方針）

- ・ 一般歳出の予算額について、実質的に前年度の水準以下に抑制
- ・ 公共投資の 3%削減，裁量的経費の 2%削減
- ・ 地方への補助金を 5%削減

(3) 本市の財政収支見通し（事業費ベース）

（単位：億円）

項目	H16 見込(A)	H15 当初(B)	増減 A - B	増減内訳
歳入総額	1,514	1,549	35	一般財源 15，特定財源 50
うち一般財源	1,048	1,033	15	
市 税	758	759	1	市民税 4，固定資産税等 3
その他	290	274	16	減税補てん債 99，交付税 23 財政調整基金等 60
歳 消費的経費	1,292	1,214	78	公債費 91，人件費 11，その他 2
出 投資的経費	222	335	113	

2 予算編成への取り組み

(1) 基本的な考え方

- ・ 財政運営指針における財政収支試算に基づく財源配分を行う予算編成
- ・ 総合計画改定基本計画におけるリーディングプロジェクトに掲げた施策事業の推進
- ・ 行政経営指針に基づく市民と行政が協働で行う都市経営の推進
- ・ 事務事業の効率化と既存事務事業のスクラップによる新たな行政需要への対応
- ・ 経常収支比率 80%台，公債費負担比率 15%以内の目標に向けての取り組み

(2) 具体的な編成方法

財政運営指針における財政指標を前提とした予算編成

経常収支比率 80%台，公債費負担比率 15%以内の確保

実施計画の具体化・実現を図る予算編成

実施計画に基づく政策的経費の予算計上

行政評価を活用した予算編成

事務事業評価と予算の事業費名の統一による評価を反映した予算要求及び査定

財源フレームに基づく「財源配分型」の予算編成

事業費ベースから一般財源ベースによる財源配分の設定

枠配分対象事業の拡大による各部局の権限と責任の発揮

枠配分対象事業を前年度当初予算額の 95%以内で設定

(3) 編成スケジュール

- ・ 説明会 : 平成15年10月 6日 (金)
- ・ 要求書提出 : 平成15年11月18日 (火)

平成 15 年 9 月 25 日

行政経営部 財政課

平成 16 年度当初予算編成方針

我が国の経済情勢は、景気回復の兆しがあるものの、雇用情勢や個人消費など引き続き不透明感があり、また、平成 14 年度の名目成長率が 0.7% のマイナスとなるなど依然としてデフレ傾向が続いている。

このため、国においては「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2003」において、「規制改革・構造改革特区」や「税制改革」のほか、「国と地方の改革」を掲げ、「国庫補助負担金改革」、「地方交付税改革」及び「税源移譲を含む税源配分の見直し」の三位一体の改革や、地方自治体の行財政基盤を強化するための市町村合併を強力に推進することとしている。

これらを踏まえ、平成 16 年度予算の概算要求の基本方針では、昨年引き続き、公共投資などに係る国庫補助金については、前年度当初予算額の 5% を削減するとともに、地方自治体の自立を促進するため、国の歳出の徹底した見直しに地方が歩調を合わせることを前提に、地方交付税総額を抑制することとしている。

本市においては、長引く景気低迷などにより市税収入の減少が見込まれる一方で、少子高齢化に伴う扶助費や物件費の増加、さらには、公債費の増加などにより極めて厳しい財政運営が続いており、また、財政指標についても経常収支比率や公債費負担比率が上昇するなど、財政構造の弾力性を急速に失いつつある状況にある。一方、市町合併を間近に控え、市民のまちづくりに対する気運が高まっており、行財政運営の自律性や説明責任がますます求められている。

このような中であって、本市が、今後とも真に必要な市民サービスの水準を確保しながら、将来に向けて持続的に発展するためには、健全で安定した財政を基本に、総合計画改定基本計画に掲げた施策事業を着実に推進し、「将来に明るい夢と希望の持てる、住んでよかった、住んでみたい、住み続けたい魅力あるまち」の実現に向けて取り組んでいかなければならない。

このため、平成 16 年度の予算編成にあたっては、先に策定した「宇都宮市財政運営の指針（以下「財政運営指針」という。）」の趣旨を踏まえ、経常的経費はもちろんのこと、投資的経費も含めた全ての事業にわたって「スクラップなくしてビルドなし」の考えのもと、行政評価を活用し事務事業を抜本的に見直したうえで、下記により進めるものとする。

記

1 基本方針

平成 16 年度予算は、「財政運営指針」における財政収支試算に基づく財源配分を行い、以下の視点を踏まえ編成するものとする。

まちづくりの重要課題に的確に対応するため、改定基本計画におけるリーディングプロジェクトに掲げた施策事業を中心に重点化を図るとともに、市が実施する全ての事業について、行政評価を十分に活用した施策の厳しい選択に努めるものとする。

「行政経営指針」に基づき、市民と行政が協働で行う都市経営を目指し、それぞれの事務事業について、行政と民間の役割分担を見直し、「民間にできることは民間へ」という考えを徹底するとともに、市民主体のまちづくりの観点から、地域や市民の自主性を尊重し行政の関与の見直しを図るものとする。

なお、「外部委託の推進に係る指針」に基づき、専門性や経済性の観点から、民間に委ねることが効果的な事業は、外部委託や民営化などによる民間活力の活用を図るものとする。

事務事業の効率化の徹底によるコスト縮減を図るとともに、新規事業などについては、事業の必要性を厳しく見極め、効果の低い事業や役割が終了した事業などの既存事務事業のスクラップを行い、新たな行政需要に的確に対応するものとする。

財政運営指針の目標である、経常収支比率 80% 台、公債費負担比率 15% 以内を実現するため、「財政健全化に向けた取り組みについて」の具体化を図るものとする。

2 予算要求に関する基本的事項

(1) 通年予算

健全財政を基調とした実行可能な通年予算として編成する。

なお、市町合併に要する経費は、合併の枠組みが定まっていないことから、当初予算での要求は見合わせるものとする。

(2) 編成方法

当初予算の編成方法については、これまで予算要求枠の設定など各部等の主体的な取り組みが反映される仕組みづくりに努めてきたところであるが、さらに一歩進め、枠配分の対象を拡大するとともに、一般財源をベースとした枠配分額を設定する「財源配分型」の予算編成とする。

なお、一般財源については、財政運営指針における財政収支試算の推計額を基本に配分するものとする。

【平成 16 年度一般会計当初予算の一般財源見込みと配分内訳のとおり】

(3) 部内の調整

部長・次長・総務担当を中心に、スクラップ&ビルドを徹底した予算編成方針を策定し、部内における重点事業への優先配分や、すべての施策の徹底した見直しによる事業費の精査を行うとともに、特に枠配分対象事業については、必ず部内等で調整を完結したうえで要求するものとする。

なお、二つ以上の部、課にわたる事業の予算見積りについては、関係する部課と十分協議を行ったうえで要求するものとする。

3 予算要求の基準

(1) 枠配分対象事業

枠配分対象事業については、一般財源をベースとして平成 15 年度当初予算計上額の 95%以内の額とし、各部の配分額については、別途財政課から各部に示達するので、示達額の範囲内で要求すること。

なお、枠配分対象事業については、先に見直しを行った「細事業費」の事業区分のうち、「義務・裁量的事業」、「管理・経常的事業」、「行政・経常的事業」及び「行政・裁量的事業」とする。

(2) 枠配分対象外事業

「義務・経常的事業」、「政策・ハード事業」、「政策・ソフト事業」及び「臨時的事業」については、枠配分対象外事業とするので、下記の基準により要求すること。

義務・経常的事業

ア 人件費

各種審議会等の報酬を除く人件費については、所要額を要求することとするが、非常勤嘱託員については、人事課の査定結果を踏まえて要求すること。

イ 扶助費

法により義務付けられている扶助費については、決算見込額をもとに、必要最小限の事業費をゼロベースからの積み上げにより要求すること。

ウ 賃金

人事課の査定結果を踏まえて要求すること。

政策・ハード事業

ア 総合計画実施計画計上事業

総合計画実施計画において、平成 16 年度に実施することとして計上された建設事業については、建設単価やグレード及び規模等を再度精査したうえで、必要最小限の事業費で要求すること。

イ 上記以外の建設事業

経常的な建設事業については、真に必要なものを除き、極力抑制すること。

政策・ソフト事業

総合計画実施計画において、平成 16 年度に実施することとして計上された新規施策に伴うソフト事業については、対象者や実施手法等を再度精査したうえで、必要最小限の事業費で要求すること。

なお、実施計画に計上されていない施策事業については、予算要求を行わないこと。

臨時的事業

必要最小限の事業費をゼロベースからの積み上げにより要求すること。なお、特別会計の繰入金等のうち、建設事業に類するものは、一般財源をベ

ースとして政策・ハード事業と同様に扱うものとする。建設事業以外の繰入金に係るものは、事業費を必要最小限で見込み要求すること。

4 予算要求に係る留意事項

(1) 歳入に関する事項

すべての歳入について、的確かつ確実な収入確保に努めること。また、市税をはじめとする徴収金については、口座振替等により納期内納付を促進するとともに、その徴収率の向上に最大限の努力を払うこと。

なお、特定財源については、執行段階において不足することがないように、的確な額を要求すること。

市税

市税については、税制改正や景気の動向等を十分勘案することはもとより、課税客体を十分捕捉したうえでの的確な額を要求すること。

分担金及び負担金

分担金及び負担金については、事業の内容、受益の限度等を十分検討し、負担の適正化に努め的確な額を要求すること。

国・県支出金

国・県支出金については、厳しい状況にあるが、これまで以上に国・県の予算編成の動向を十分見極め、積極的に財源を確保し、的確な額を要求すること。

なお、執行段階において国・県支出金の廃止及び減額に伴う一般財源の増額充当は行わないので留意すること。

財産収入

財産売払収入については、未利用地や保留地の積極的な処分を図り、財源の確保に努めること。

市債

市債については、極力抑制することを基本とする。また、その活用にあたっては普通交付税に算入されるものに重点化していく方針であるので、財政課と協議のうえ要求すること。

(2) 歳出に関する事項

一般財源が前年度から大幅に減少することから，必要かつ緊急なものに限り要求すること。また，毎年定額で見込んでいる事業費についても見直しを行い抑制すること。

物件費等

ア 旅費については，出張の目的，効果，緊急度，日程等を十分検討し，過去の実績にとらわれることなく，真に必要なものに限定して要求すること。

イ 消耗品費については，在庫管理を徹底するなどして，極力節減を図ること。

ウ 燃料費や光熱水費については，使用量を的確に把握するとともに，なお一層の省エネルギーに努め，削減を目指すこと。

エ 食糧費については，会議等開催の合理的な時間帯，人数等を設定し，真に必要なものに限定して要求すること。

オ 備品購入費のうち，事務用備品及び自動車の新規購入は原則として認めない方針であるので留意すること。

カ イベントの開催については，効果等の観点から統廃合の方向で見直すこと。

維持補修費

施設等の維持補修費については，各施設の現状を十分に把握し，緊急性や必要性等の観点から，適正な維持管理に努めるために真に必要なものを要求すること。

委託料

システム開発や保守点検などの委託については，必要性を十分に考慮し見直しを図ること。

調査研究や設計委託においては，職員自らが能力を発揮すべき業務については，安易に委託することがないように，ゼロベースの視点で見直すこと。

補助費等

事務事業評価の活用を図り，補助金等の目的や効果を十分検証し，抜本的な見直しを図り，特に，補助期間が長期にわたるものや著しく補助率の高いものは，見直しを徹底すること。なお，補助金等審査委員会の審査結果

に基づき要求すること。

扶助費

市単独の扶助費については、所得制限の導入など各種手当やサービスの見直しを図ること。

投資的経費

ア 事業費の積算にあたっては、市場価格の動向を反映した積算単価の見直しによる工事費の低減や設計 V E^{*1}の導入などにより公共工事のコスト縮減に取り組み、事業量を確保するとともに、必要性の高い分野への重点配分を図ること。

イ 施設整備にあたっては、施設の機能・役割を再整理し、施設の規模や整備水準の適正化を図るとともに、施設の長寿命化にも取り組むこと。

ウ V F M^{*2}の考え方にに基づき、P F I^{*3}事業等の民間資金やノウハウを活用した施設整備に取り組むこと。

エ 新規施設の建設にあたっては、当面必要な規模や機能に限定し、既存施設の再利用や転用を図るとともに、新たな事業手法の活用を図ること。

(3) その他

外郭団体における予算要求についても、本市の予算編成方針を徹底するとともに、提出された内容を精査し要求すること。

特別会計については、一般会計に準じ適正な負担の確保に留意し、収支の均衡を図ること。

公営企業会計については、企業的性格を十分に発揮して経営のより一層の合理化を図るとともに、独立採算制の確保に努め、安易に一般会計の補助金に財源を求めることなく、事業の目的達成に努めること。

* 1 V E (バリュー・エンジニアリング): 品質を維持したまま建築費を下げるための技術

* 2 V F M (バリュー・フォー・マネー): 一定の支出に対して最も価値の高いサービスを提供すること

* 3 P F I (プライベート・ファイナンス・イニシアチブ): 社会資本整備などの公共サービスを民間部門の資金を導入して、民間事業者を中心に実施する方式

5 . 予算見積書の提出期限等

(1) 提出期限及び提出先

- ・ 平成 15 年 11 月 18 日(火) 午後 5 時厳守
- ・ 行政経営部財政課

(2) 提出部数

要求書一式 (A 4 版)

- ・ 枠配分対象事業 2 部
 - ・ 枠配分対象外事業 5 部
- 付表一式 (A 4 版) 2 部

(3) 予算見積書の提出後に , 必要に応じて行政経営部長のヒアリングを予定している。

平成 16 年度一般会計当初予算の一般財源見込みと配分内訳

歳 入

(単位：百万円)

歳入項目	平成 16 年度 当初予算見込み	平成 15 年度 当初予算	増 減
市 税	75,807	75,926	119
地方交付税	6,200	8,470	2,270
地方譲与税等	9,423	9,825	402
繰入金	686	6,146	5,460
減税補てん債	10,865	1,007	9,858
その他	1,875	1,965	90
計	104,856	103,339	1,517

臨時財政対策債は、地方交付税に含めるものとする。

歳 出

(単位：百万円)

事業区分		平成 16 年度 当初予算見込み	平成 15 年度 当初予算	増 減
義 務 的	人件費等	28,180	29,243	1,063
	公債費	23,152	14,030	9,122
	扶助費	5,571	5,391	180
枠配分対象事業		21,900	23,097	1,197
政策的事業		9,904	15,644	5,740
臨時的事業		16,149	15,934	215
計		104,856	103,339	1,517